

3 薬第 1 0 1 3 号  
令和 3 年 8 月 1 9 日

一般社団法人京都府歯科技工士会長 様

京都府健康福祉部長



令和 3 年度毒物劇物危害防止運動の実施について（依頼）

平素は京都府の健康福祉行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただいているところですが、依然として、毒物劇物の不適切な取扱い等による事件・事故が発生しており、毒物劇物を取り扱っている事業所、教育機関、家庭等における適正な管理等が強く求められています。

このため、京都府では、府民の健康保護及び防犯、防災上の観点から、毎年 1 1 月を「毒物劇物危害防止運動」の期間と定め、毒物劇物の適正使用、保管管理の徹底等について周知等を行い、危害防止を図っています。

今年度につきましても、本運動を実施することとしましたので、趣旨を御理解いただきますとともに、貴関係者に周知いただき、毒物劇物の適正な取扱いと保管管理について再度、徹底していただきますようお願いいたします。

担 当	薬務課審査係
電 話	075-414-4788

## 令和3年度毒物劇物危害防止運動実施要領

### 1 目的

依然として、毒物劇物の不適切な取扱い等による事件・事故が発生しており、毒物劇物を取り扱っている工場、事業所、家庭等での適正な取扱いが強く求められている。

このため、府民等に対し、毒物劇物の性質、作用、保管管理及び使用方法等に関する正しい知識を普及するとともに、関係法令の周知徹底を図り、毒物劇物による危害を未然に防止することを目的とする。

### 2 実施期間

令和3年11月1日から11月30日まで

### 3 実施機関

京都府

### 4 実施項目

実施項目	実施内容
広報誌等による啓発	新聞、公的機関等の発行する広報誌、関係団体の会報等に、毒物劇物の保管管理の徹底や適正使用等についての記事掲載を依頼し、毒物劇物の適正な取扱方法を府民に啓発する。
印刷物の作成、配布	毒物劇物の適正な保管管理、事故時の措置等についての啓発文書等を作成し、日常の監視業務等の際に、病院、事業者、研究機関等に配布し、適正な取扱方法の徹底を図る。
講習会の実施等	届出不要の業務上取扱者や府民等を対象とした講習会の開催、各種団体の講習会等への講師派遣を行う。
立入検査及び指導	毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者及び届出の必要な業務上取扱者等に対し、立入検査を行い、法令上の遵守事項が守られているか確認し、必要に応じ指導を行う。

(広報用原稿)

## 毒物劇物危害防止運動

毒物や劇物は、私たちの身近な場所で農薬や燃料などとして使用されています。取扱いを間違えると吸引や接触によって中毒になるなど、人体への影響が大きいため十分な注意が必要です。毒物や劇物を取り扱う際には次のことを守りましょう。

- ・ 正しい使用方法を確認しましょう。
- ・ 保管場所には、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」と表示しましょう。  
(容器及び被包には、「医薬用外」の文字及び赤地に白色で「毒物」又は白地に赤色で「劇物」と表示していなければなりません。)
- ・ 飲食物の容器に移し替えてはいけません。
- ・ 専用の保管庫に入れ、毒物や劇物以外のものと一緒に保管しないようにしましょう。
- ・ 保管庫は、鍵付きの強固な材質（鉄製など）のものにしましょう。
- ・ 常に在庫を確認しましょう。
- ・ 万が一盗難にあい、又は紛失した場合は、すぐに警察に届け出ましょう。
- ・ 飛散、流出等させた場合で他の住民への危害が生ずると考えられる場合は、すぐに保健所、警察署又は消防機関に届け出ましょう。
- ・ 決められた方法で廃棄しましょう。